

2 月 定 例 会 議 員 提 出 議 案

(草津市議会会議規則第14条)

意見書第1号から意見書第3号まで

令和4年3月24日

提出議案

意見書第1号	新型コロナ患者等を受け入れるための病床確保補助の継続を求める意見書(案)	2
意見書第2号	日本政府に核兵器禁止条約の締約国会議にオブザーバー参加を求める意見書 (案)	4
意見書第3号	文書通信交通滞在費の抜本的見直しを求める意見書(案)	6

意見書第1号

新型コロナ患者等を受け入れるための病床確保補助の継続を求める意見書（案）

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条および草津市議会会議規則（平成9年草津市議会規則第2号）第14条の規定に基づき、次のとおり提出します。

令和4年3月24日

草津市議会議長

伊吹 達郎 様

提出者

草津市議会議員

西川 仁

賛成者

草津市議会議員

奥村 恭弘

八木 良人

意見書第1号

新型コロナ患者等を受け入れるための病床確保補助の継続を求める意見書（案）

新型コロナウイルスの変異株「オミクロン株」の感染拡大は、依然として深刻な状況である。異常なまでの感染拡大は、県民のいのちと暮らしに大きな影響をおよぼしている。

感染拡大に伴い滋賀県の病床確保率は7割を超え、医療機関によっては一般医療にも影響をおよぼしかねない状況である。必要な病床数を確保すること、感染者を自宅療養・待機とさせないことが必要である。民間医療機関に依拠する草津市としては、とりわけ医療圏域の公立医療機関の役割が重要である。新型コロナウイルス感染症への対応として医療提供体制を整備するために、入院病床確保支援事業が講じられているが、この補助金は「今年度末」までとなっており、4月以降はどうなるのか決まっていない状況である。感染状況が依然として広がるなか、コロナ感染拡大を抑えるための緊急対策と感染者等の入院病床確保など医療体制の整備は一体で進めるべきである。そこで次の点を強く求めるものである。

1. 新型コロナウイルス感染症入院病床確保支援事業は、令和4年度以降も継続するよう求める。
2. 未だに昨年9月以降の補助金交付が遅れているのは極めて問題である。補助金交付の遅れは、病院の経営を圧迫する。早急の交付を求める。特に公立医療機関は会計上も3月末までに申請額全額を交付すること。
3. 1月以降の病床確保補助金について「一部をコロナ感染症対応として行う医療従事者の処遇改善にあてる」ことが義務化されたが、入院を必要とする患者に即応する病床数を確保するための補助金と医療従事者の処遇改善を図ることとは別に対応するべき。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月24日

滋賀県草津市議会
議長 伊吹 達郎

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
財務大臣

あて

意見書第2号

日本政府に核兵器禁止条約の締約国会議にオブザーバー参加を求める意見書（案）

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条および草津市議会会議規則（平成9年草津市議会規則第2号）第14条の規定に基づき、次のとおり提出します。

令和4年3月24日

草津市議会議長

伊吹 達郎 様

提出者

草津市議会議員

西川 仁

賛成者

草津市議会議員

奥村 恭弘

八木 良人

意見書第2号

日本政府に核兵器禁止条約の締約国会議にオブザーバー参加を求める意見書（案）

2021年1月22日国連において核兵器禁止条約が発効した。「ふたたび被爆者をつくってはならない」と、長年発信してきた被爆者の方々の訴えが大きな波となり、国際社会を動かし、人類の歴史で初めて核兵器を違法とする国際法が確立した。

核兵器禁止条約は、核保有国や、「核の傘」の下にある国も条約に参加できることが明記されており、門戸を広く開いている。

国内では、世論調査で7割を超える国民が同条約への参加を求め、地方議会による条約参加の意見書は600を超えている。ところが、日本政府は、唯一の戦争被爆国でありながら、核兵器禁止条約を批准していない。「核兵器のない世界」をめざす世界の大きな流れのなかで日本政府の動向が注目されている。

核兵器のない世界を実現するためには、この条約に核保有国やその同盟国をはじめ、多くの国が参加し、条約の効果的な運用と発展に向けた議論が行われることが極めて重要である。ノルウェーに続き、11月にはNATO（北大西洋条約機構）主要国のドイツが、締約国会議へのオブザーバー参加を表明した。

日本政府は、核保有国と核非保有国との分断を解消し、核兵器廃絶に向けた議論の共通の基盤を形成できる立場にある。

核兵器禁止条約への署名・批准を求めるとともに、唯一の戦争被爆国として核兵器のない世界をリードするためにも、核兵器禁止条約締約国会議にオブザーバー参加することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月24日

滋賀県草津市議会
議長 伊吹 達郎

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣

あて

意見書第3号

文書通信交通滞在費の抜本的見直しを求める意見書（案）

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条および草津市議会会議規則（平成9年草津市議会規則第2号）第14条の規定に基づき、次のとおり提出します。

令和4年3月24日

草津市議会議長

伊吹 達郎 様

提出者

草津市議会議員

西川 仁

賛成者

草津市議会議員

奥村 恭弘

八木 良人

意見書第3号

文書通信交通滞在費の抜本的見直しを求める意見書（案）

文書通信交通滞在費は、国会法第38条、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第9条の規定によって定められ、衆参両院の国会議員は歳費とは別に、月額100万円を受けている。その趣旨は、「公の書類を発送し及び公の性質を有する通信をなす等のため」と、国会法に規定されている。

「日割り支給」の規定はなく、領収書の添付や使途の報告も免除されており、目的外使用への罰則も設けられていない。

現在、インターネットの普及など、制度創設時から状況が大きく変化していること等をふまえるならば、制度の目的、金額の根拠、経費の内容などを検討し直す必要がある。

また、国会議員関係政治団体においては、2009年から、少額領収書等の開示手続制度が創設され、1円以上の領収書の開示も義務づけられているところである。文書通信交通滞在費についても、そもそも源泉が税金であることに鑑みれば、国権の最高機関を構成する国会議員として、国民から誤解や疑念を持たれぬように、早急にこの使途報告と領収書の提出を義務づけるとともに、これら報告について公開し、国民への説明責任を果たすべく、国会で議論し、環境整備を行うことが求められる。

よって、文書通信交通滞在費について、現在議論が行われている「日割り支給」に加え、その目的や公表のルールなどが国民の納得できる制度となるよう、抜本的見直しを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月24日

滋賀県草津市議会
議長 伊吹 達郎

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣

あて